

兵庫県は 事務所立地を支援します

支援措置

《法人事業税》（最大5年間）

1/3～1/2 軽減

《雇用補助》

30 万円／人

地域によっては

60 万円／人

申請要件

◎県内で就労する正規職員が11人以上^{※1}増えること

※1 地域によっては6人以上

◎対象事業^{※2}を業とする事業者の支店、
営業所などの事務所であること

※2 対象事業はホームページをご覧ください

対象者

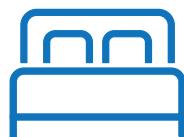
◎県内でこれから
事務所を開設する
事業者

Topics

産業立地の
支援対象業種を拡大しました



小売業



宿泊業



物品賃貸業



飲食サービス業

【施設例】小売店 飲食店 ホテル・旅館

産業立地支援の支援概要

税 軽 減

法人事業税の軽減措置（5年間）

【軽減率】3分の1 又は 2分の1（促進地域 2分の1）

不動産取得税の軽減措置（上限2億円）

【軽減率】2分の1

補 助 金

新規雇用への補助金（上限3億円）

【補助額】新規正規雇用者 30万円／人

（促進地域 新規正規雇用者 60万円／人
新規非正規雇用者 30万円／人）

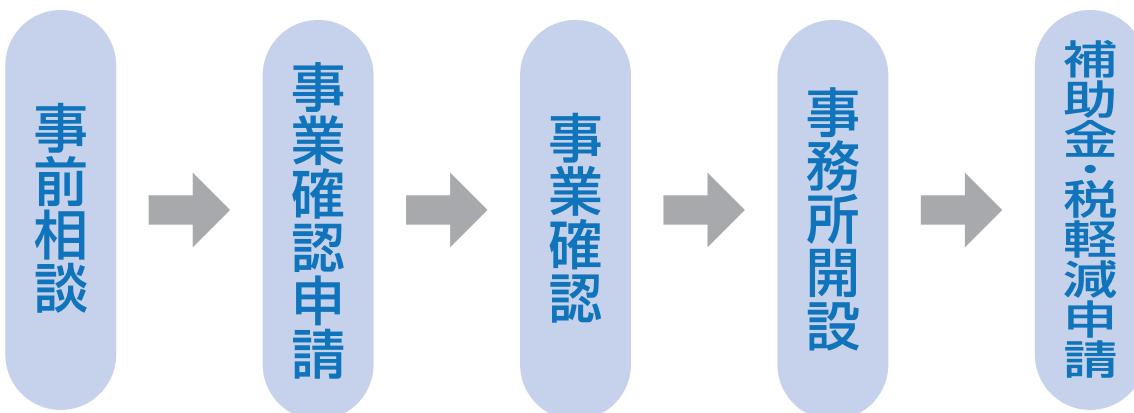
設備投資への補助金（上限無し）

【補助率】投資額の3% 又は 5%（促進地域 5%又は7%）

促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市
たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町、佐用町

※税軽減、補助金はいずれも要件があります。進出する形態によっては支援を受けられるものと受けられないものがありますので、まずは下記までお問い合わせください。

申請の流れ



兵庫県産業立地室に、まずはご相談ください。

＜お問い合わせ先＞ **兵庫県産業立地室 TEL.078-362-4154**

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html

兵庫県産業立地

検索